

令和元年 11 月 29 日

教職員の皆様へ

保健管理センター所長

インフルエンザに感染した場合の出勤について

インフルエンザの流行期に入りました。予防に努めていただくようお願いします。
(参考：令和元年度 今冬のインフルエンザ総合対策について) (厚生労働省HP)

インフルエンザ様の症状(38℃以上の発熱及び鼻汁、咽頭痛、咳など)が出たら、他の人への感染防止のため、発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がった日(解熱剤を使わなくても体温が37℃以下になった日)の翌日より2日間は出勤を自粛して下さい。

なお、医療機関でインフルエンザと診断された場合は、医師の指示にしたがい適切な対応をしてください。

- ※ {
- ・インフルエンザへの感染防止のため、手洗い、咳エチケットを励行して下さい。
 - ・日頃から十分な睡眠とバランスのよい食事をとるようこころがけ、抵抗力をつけておいて下さい。
 - ・「令和元年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」(厚生労働省HP)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>